

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可申請の概要 (山城北保健所)	63	○土地改良事業施行認可申請に関する適否の決定 (農村振興課)	66
○保安林の指定予定の通知 (中丹広域振興局)	66	○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所、南丹土木事務所)	67
		○一般競争入札の実施 (公営企業管理事務所)	〃
公 告			
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	〃		

告 示

京都府告示第42号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったが、その概要は次の1のとおりである。

なお、同条第4項の規定により、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供する。

令和6年2月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 申請の概要

(1) 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 富士リネン株式会社
住 所 郡上市白鳥町向小駄良775番地
代表者 代表取締役 金子 重伸

(2) 工場の名称及び所在地

名 称 富士リネン株式会社京都工場
所在地 久世郡久御山町下津屋川原40番地6

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第67号に掲げる洗濯業の用に供する洗浄施設1基

イ 能力

洗濯物60キログラム／3分

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日

着手予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日

完成予定年月日 着手の日

使用開始予定年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

8時30分から17時までのうち5時間

オ 使用の季節的変動

なし

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表1のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法

別表2のとおり

イ 設置年月日

別表2のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間

終日

エ 使用の季節変動

なし

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表3のとおり

2 縦覧等の期間及び場所

(1) 期間

令和6年2月6日から令和6年2月27日まで

(2) 場所

関係書類を京都府山城北保健所及び京都府総合政策環境部環境管理課において縦覧に供する。

なお、久御山町役場においてその書類を閲覧することができる。

別表1

項目 区分	汚水等の汚染状態の値							汚水等 の量
	pH	BOD	COD	浮遊 物質	窒素	りん 燐	油分	
通常	9.5	mg/L 30	mg/L 37	mg/L 30	mg/L 3.1	mg/L 0.09	mg/L 5	m ³ /日 30
最大	9.5	118	107	81	25	1	11	36

別表2

種類	構造	能力	処理の方法	設置日
中和処理施設	RC製	8.4 m ³ /時	中和処理	昭和63年4月1日
接触酸化槽①	円形FRP製	〃	接触酸化処理	昭和62年9月30日
活性炭吸着ろ過施設	鋼板製	8.0 m ³ /時	活性炭吸着ろ過処理	〃

別表3

区 分		項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							汚水等 の 量
			p H	BOD	COD	浮 遊 物 質 量	窒 素	りん 磷	ノルマルヘ キサン抽出 物質含有量	
中 和 処 理 施 設	通 常	処理前	9.5	mg/L 29	mg/L 35	mg/L 29	mg/L 3.0	mg/L 0.09	mg/L 5	m ³ /日 82.1
		処理後	7	29	35	29	3.0	0.09	5	82.1
	最 大	処理前	9.5	93	87	66	19	0.76	9	98.3
		処理後	6.7～7.7	93	87	66	19	0.76	9	98.3
接 触 酸 化 槽 ①	通 常	処理前	7	29	35	29	3.0	0.09	5	82.1
		処理後	7	6	4	12	2.5	0.07	2	82.1
	最 大	処理前	7	93	87	66	19	0.76	9	98.3
		処理後	7	10	7	28	16	0.62	3	98.3
活 性 炭 吸 着 ろ 過 施 設	通 常	処理前	7	6	4	12	2.5	0.07	2	82.1
		処理後	7	2.7	1	4	2.0	0.06	1	82.1
	最 大	処理前	7	10	6.8	28	16	0.62	3	98.3
		処理後	7	3.1	1.2	11	13	0.50	2	98.3



京都府告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和6年2月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林予定森林の所在場所

福知山市字天座小字流谷149から151まで、151の1、152から159まで、162から169まで、169の1、169の2、169の乙、170、170の乙、171、172、173の1、174、175、175の1、176、177、1198の1、1198の乙から1198の戊まで、8173、小字大谷160の7から160の21まで、161、161の1から161の13まで、小字流石1196の乙

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字流谷150・151（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、151の1、169の乙・170の乙・171・172（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、173の1、175・1198の丁・1198の戊（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府中丹広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、福知山市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により京田辺市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和6年2月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール京田辺
京田辺市同志社山手一丁目1番1ほか

(2) 届出者の名称及び住所
ア 株式会社フォレストモール
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
イ 株式会社コメリ
新潟市南区清水4501番地1

(3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年8月4日

(4) 意見の概要
特に意見を有しない。

(5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(6) 縦覧期間
令和6年2月6日から令和6年3月6日まで

2(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール京田辺
京田辺市同志社山手一丁目1番1ほか

(2) 届出者の名称及び住所
ア 株式会社フォレストモール
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
イ 株式会社コメリ
新潟市南区清水4501番地1

(3) 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更の届出
令和5年8月4日

(4) 意見の概要
特に意見を有しない。

(5) 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(6) 縦覧期間
令和6年2月6日から令和6年3月6日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業施行認可申請を適当と決定した。

なお、当該決定に係る土地改良事業計画書の写しを令和6年2月6日から令和6年2月26日まで縦覧に供する。

おって、当該土地改良事業計画の利害関係人で当該決定について異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に書面で知事に異議の申出をすることができる。

令和6年2月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

土地改良事業の名称	地 区	縦覧の場所
大原野土地改良区営土地改良事業	薬師谷池2期	京都府農林水産部農村振興課

(京都市産業観光局農林振興室農林企画課において関係書類を閲覧することができる。)



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年2月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市伊勢田町遊田69の1
(関連区域)
宇治市伊勢田町遊田69の24の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
宇治市大久保町北ノ山65の3
平和住宅建設株式会社
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
南丹市園部町栄町三号13の1
(関連区域)
南丹市園部町栄町三号13の2の一部、13の4の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都市山科区川田御輿塚町24の20
青木 慎二



地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札対象案件である。

令和6年2月6日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量
京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達一式
 - (2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

- (3) 調達期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 調達施設
京都府公営企業管理事務所
福知山市字石原1158
- (5) 契約期間
契約日から調達期間の末日までを契約期間とする。
なお、契約日から調達期間の開始日前日までを準備期間とする。
- 2 契約条項を示す場所等
 - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課
電話番号 (075) 414-5429
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
 - (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒620-0804 福知山市字石原1158
京都府公営企業管理事務所工業用水道課
電話番号 (0773) 27-0160
 - (3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
 - ア 交付期間
令和6年2月6日(火)から令和6年2月20日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間
 - イ 入手方法
 - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
 - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和5年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」一小分類「電力」
 - (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
 - (4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第

6条第1項の規定により、令和5年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。
- (7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間
2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年2月9日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場

合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

- (ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号（075）414-4654

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>）からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年2月9日（金）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年2月29日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年3月1日（金）午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年3月1日（金）午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によっ

て行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す電力調達一式の総額の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（電気料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格

の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7 契約書作成の要否

要する。

8 入札保証金

免除する。

9 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

10 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) この入札に係る令和6年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札に係る契約を解除することができる。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

(3) 詳細は、入札説明書による。

(4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

12 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be purchased

Supply of electricity for Kyoto Public Corporation Management Office

(2) Bidding method

Electronic bidding system

- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Tuesday, February 6, 2024 to 5:15 PM on Tuesday, February 20, 2024
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, February 29, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Friday, March 1, 2024
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail
5:00 PM on Thursday, February 29, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Friday, March 1, 2024
Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450